

3 補助金の交付の適否に関する基準〔A:適合している、B:適合していない、C非該当〕

項目	内 容	判定	判定の理由
必要性 (公益性)	補助事業等が、社会情勢や区民ニーズに適合しているか	A	障害者の法定雇用率の引き上げなど障害者就労を促進する政策が打ち出されている昨今、障害者の一般就労へ向けた助走としての本助成制度はニーズに即している。
	基本構想、実施計画、個別計画等の区の政策に適合しているか	A	障害者就労支援については基本構想、障害者計画でも掲げている目標であり、政策に適合している。
	区と区民等の役割分担の中で、区が補助すべき事業であるか	A	障害者の職場体験実習や理解促進に関する補助については、行政が主体となって取り組む必要がある。
	実施しなかった場合に大きなマイナスの影響が生じるか	A	本事業を実施しなかった場合、一般就労への第一歩としての就労研修の機会が減少し、自立のための機会が減少すると予測される。
公平性	補助要件に該当する補助事業者等であれば、誰でも補助金の申請をする機会が確保されているか	A	利用者に対し制度について周知している。
	交付先は適正な手続きによって決定されているか	A	文京区立福祉作業所利用者区役所実習助成金支給要領に基づき、適正に決定されている。
効率性 (有効性)	補助金の交付以外の代替策はないか	A	障害者の雇用促進の問題については、行政が主体となって取り組む必要があるため代替案はない。
	補助金の交付による効果が認められるか	A	実習後の本人アンケートによると一般就労への意欲や自信がわいたという意見が多いため、意義がある。
	補助金額に見合う具体的効果が認められるか	A	一般就労に繋がった事例は少ないが、実習を重ねて自信をつけたことで一般就労への意欲が向上した者は多い。
	事業実施の効果が広く区民に還元されているか	B	対象が限定されている。
適正性 (適格性) (妥当性) ※個人等の補助金については不要	法令等に抵触していないか		
	団体等の活動内容が補助目的と合致しているか		
	団体等の会計処理や補助金の使途が適正か		

4 交付実績

(件、千円)

項目	24年度(決算)	25年度(決算)	26年度(決算)	27年度(予算)
交付(見込み)件数	12	28	9	0
決算(予算)額	12	28	9	0
国庫支出金	0	0	0	0
都支出金	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
一般財源	12	28	9	0
26年度補助事業等の状況 (交付団体名、成果等)	福祉作業所利用者が区役所内という作業所と違う環境における就労経験をすることにより、障害者の就労を促進するための準備に対して支援することができた。			

5 課題及び今後の方向性

本事業は職業準備訓練助成と統合し引き継がれるため、要綱を廃止する予定である。